赤湯温泉 湯こっと敷地内でのキッチンカー等の出店に係る要領【試行運用期間】

1 目的

赤湯温泉 湯こっと敷地内におけるキッチンカー等移動販売車(以下、「キッチンカー等」という。)による出店及び公共施設内での飲食物等物品販売について、市が許可を与えるために必要な事項を定める。

2 試行運用期間

令和8年12月13日(日)まで(予定)

※積雪の状況により早期に終了する場合や許可を取消す場合あり。

3 出店場所

1 日あたり最大2区画まで(別紙参照) 幅 3.0m×奥行 6.0m×高さ 2.7m

※テント・車両の設備(扉を広げた場合など、作業スペースも含む)や幟等の設置も使用面積に含める。

※原則として1事業者あたり1区画の申し込みとする。

4 出店可能日

赤湯温泉 湯こっと営業日

ただし、公用又は公共用に供する日、その他、状況を鑑み、出店が適切でないと判断する日を除く。

5 出店可能時間

午前 9 時から午後 9 時まで(準備、片付け、退出の時間を含む)

※発電機等を使用する場合は終了時間を短縮する場合あり。

6 出店料(試行運用期間)

1日・1回無料／1台(1店)

7 飲食物の販売品目

営業許可又は届出の範囲内の商品

キッチンカー等の場合は、自動車による調理営業・販売業として保健所の許可を得ているもの

※原則キッチンカー等以外での調理は不可とする。

8 出店申請資格〔(1)～(3)は飲食物の場合〕

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申請することができる。

(1)営業内容に必要かつ有効な保健所の営業許可を受けている又は届出を行っていること。

(2)保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができ、販売品を衛生的に取り扱える人(食品衛生責任者資格を有する人)

(3)生産物賠償責任保険(PL保険)に加入していること。

(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条)に掲げる暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者でなく、その構成員及びそれらの協力者、暴力団員等と密接な関係がないこと。

9 出店について

(1)申請・申込期限

出店日の3日前まで

(2)提出書類

ア 利用許可申請書(様式1)

イ 出店申込書(様式2)

ウ 誓約書(様式3)

エ 本人確認できるもの(運転免許証等)

オ 南陽市内での販売に必要となる営業許可書又は営業届出書の写し

カ 食品衛生責任者資格を証する書類の写し

キ 生産物賠償責任保険(PL保険)の証明書の写し

ク 販売物一覧表(任意様式)または販売物が分かるチラシ

ケ キッチンカー等の場合は、車検証の写し及び販売時の状態がわかる車両写真

※必要書類のオ～ケについては更新等がない場合、2回目以降の提出は不要とする。

(3)審査・許可

提出書類を審査したうえで、申請者へ「許可書」を交付する。なお、出店の審査・許可は先着順とする。

(4)許可条件

・出店終了後に「売上報告書(様式4)」及び「キッチンカー等の出店に係るアンケート(様式5)」を提出すること。

・発電機や火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な措置を講じること。

・出店場所が赤湯温泉湯こっと敷地内であることに留意し、次のとおり安全管理を徹底すること。

-自然発車を防止するに足りる性能を有する輪留めを用意し、駐車するときに適切に取り付けること。

-車両を動かす際には前後左右を確認する、近くの方への声掛けを行うなど、安全運転を徹底すること。

-車両の駐車及び看板等動産の設置にあたって、来庁者、通行人等に影響がないよう、安全管理を徹底すること。

-保健所の施設基準に適合する施設や設備を準備すること。

-混雑時等、敷地内の動線及び安全を確保すること。

・衛生面等について、次のとおり安全管理を徹底すること。

-出店者は食品衛生責任者等の資格を有するものとし、出店の際、原則、資格保有者が現場に常駐すること。

-衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。

・庁舎管理者から指示があった場合、それに従うこと。

・出店及び食品、販売行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと。

・赤湯温泉湯こっと敷地の利用が終わったとき、直ちにその利用場所を原状に復して返還すること。

・使用者は、使用にあたり土地及びその付属設備を損傷し、または滅失したときは、直ちにこれを原状に復旧、またはその損害を賠償すること。

・使用の許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に利用しないこと。また、使用の権利を譲渡、若しくは転貸することはできない。ただし、市が認めた場合は、この限りでない。

・本要項に定める他、関係法令を遵守すること。

・その他、疑義が生じた場合、市及び事業者にて協議し、市が決定する。

(5)許可の取消

次のいずれかに該当する場合は出店許可を取消すことができるものとする。

ア 出店許可を受けた者(以下「出店者」という。)が許可を受けた使用目的に違反したとき。

イ 出店者がこの要領又は市長の指示した事項に違反したとき。
ウ 公序良俗に反する使用をした場合
エ ア～ウのほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。

10 出店当日

(1)出店準備前、出店する施設に申請者(飲食物の場合は食品衛生責任者資格を有する者)の身元確認証(運転免許証等)を提示すること。なお、市が交付する「許可書」を当日持参すること。

(2)販売終了後は、出店者の負担において出店場所を現状に回復すること。また、売上報告書(様式2)を出店した施設に提出すること。

11 注意事項

(1)出店に必要な電気、水道等は出店者が用意し、火気を使用する場合は、消火器を設置すること。

(2)施設の敷地内・建物内は全て禁煙であるため、それに準ずること。

(3)使用エリアで利用者の飲食用の机や椅子を設置しないこと。

(4)出店スペースは常に清潔に保ち、清掃や廃棄物処理に係る費用は、使用者の責任と負担で実施すること。

(5)施設の敷地内及び建物内で客引き、宣伝は行わないこと。ただし、許可区画内においては認める。

(6)出店による事故やトラブルが発生した場合は、出店者の責任において対処すること。また、トラブル等が発生した場合は、速やかにその内容を市に報告すること。

(7)出店の権利を譲渡・転貸しないこと。

(8)天災地変その他の避けることができない理由により出店中止を命ずる場合がある。それにより発生した損害に対して、市は補償を行わない。

12 損害賠償

(1)出店者はその責めに帰す理由により施設の全部若しくは一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、施設を現状に回復した場合はこの限りではない。

(2)出店者は出店場所の使用に当たり、南陽市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。

(3)実施に当たり、出店者に損害が生じても、本市はその責めを負わない。

13 定めのない事項等の処理

本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令(南陽市の条例、規則を含む。)の定めるところによるもののほか、本市と出店者において協議の上、処理するものとする。

14 申込先

・宛　　先: 〒999-2292 南陽市三間通436番地の1
南陽市財政課 管財係 (南陽市赤湯財産区事務局)
・電話番号: 0238-40-0254 (直通)
・FAX 番号: 0238-40-3242
・メール: zaisei2@city.nanyo.yamagata.jp